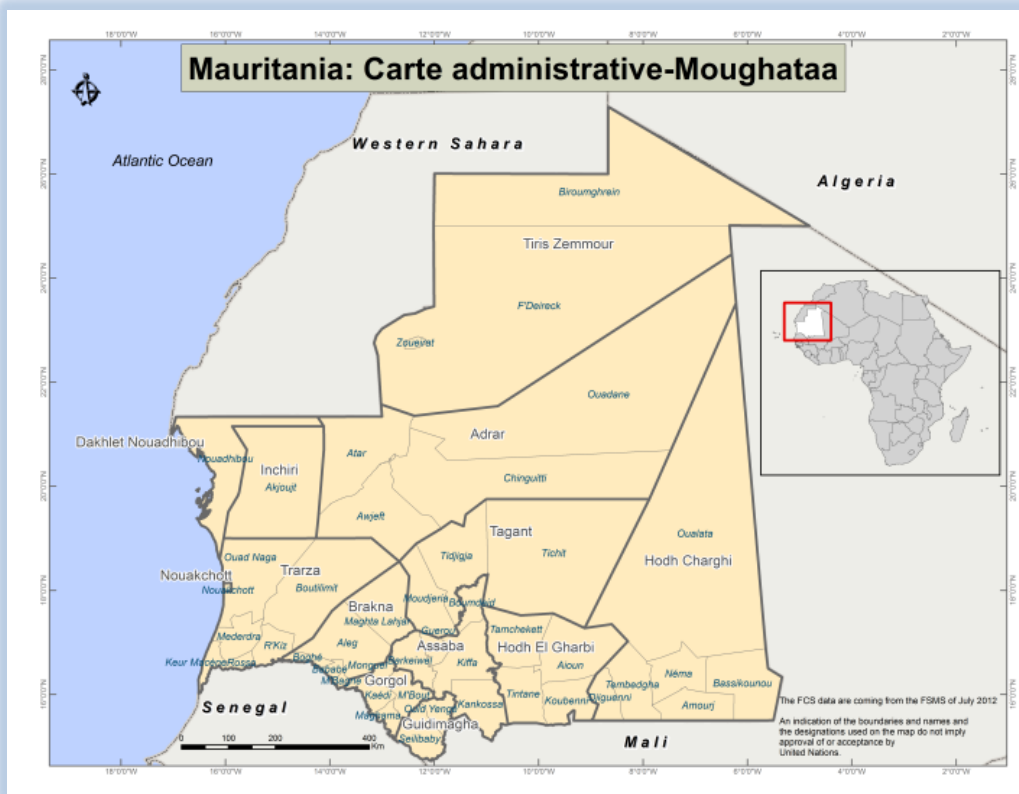


モーリタニア概況

令和7年6月

在モーリタニア大使館



緑: 国教としてのイスラム教
月と星: イスラムのシンボル
黄: サハラ砂漠の砂
赤: 国土防衛に捧げられた国民の努力と犠牲

目次

I. 概要	… P.2
II. 政治：内政・外交・二国間関係	… P.3 ～6
III. 二国間関係日・モーリタニア関係	… P.7
IV. 経済	… P.8～14
V. 投資環境	… P.15～21
Annex	… P.22～26

I. 概要

モーリタニア (Mauritania)

- 地政学的重要性(中東・マグレブ地域/サヘル5か国/西アフリカのブリッジ・交差点)
- 1960年に仏から独立後、独自の国造り
- 公用語: アラビア語、国語: 3民族語(通用語: 仏語)
- 国内の安定性の理由: 現大統領を支える軍、白モール系による支配構造、テロ・治安問題が最重要課題、国家統合のシンボルとしての穏健イスラム教



モーリタニア人

- 人口: 約502万人(2023年、世銀)
⇒約25年で倍増
- アラブ系・アフリカ系で構成された国民
 - ・白モール(アラブ・ベルベル人系: 約30%)
 - ・黒モール(旧奴隷階層: 約40%)
 - ・アフリカ系(プラール族、ウォルフ族、ソニンケ族等: 約30%)。
- 白モール系による政財界の支配構造
- 人種で分断された社会構造の中での国造り
- 支配層の白モール系のマイノリティ化が進行する人口動態
- 温厚な国民性。ほぼ100%イスラム教徒

II. 政治 i. 内政(1) 概要

行政府

- ガズワニ大統領: 2019年8月～(＊2024年8月から二期目が開始。任期は5年)。白モール出身。
- ジャイ首相: 2024年8月～。白モール出身。
- 28大臣: 閣僚・政府の政策の実施能力に課題。部族・縁故に拠らぬ人材登用・能力主義が必要か。

国民議会

- 任期5年(解散あり、直接選挙)
- 一院制 (2017年: 上院廃止) 176議席
- 2023年5月に国民議会・州議会・市町村議会選挙を同時実施。与党インサーフ(公正)党が圧勝。
 - インサーフ: 107議席(103議席→107議席)
 - 連立与党: 42議席(17議席→42議席)
 - 最大野党タワースル: 11議席(14議席→11議席)
 - その他野党: 23議席

軍・治安 ⇒ 2011年を最後に、国内でのテロ攻撃なし。

- テロとの戦いは引き続きガズワニ政権の最重要課題の一つ: 「平和と安定なくして開発なし」。
- 「テロの防波堤」: サヘル諸国では唯一テロが発生していない国→サヘル諸国の最後の砦
- 国境等の警備の強化による治安の維持
 - モーリタニア空軍による上空監視 / 対テロ軍特殊部隊の国境地帯等の要所への配置 / 46か所の国境検問所の設置 / 主要幹線道路検問所の設置 / 不審者の通報等による住民の協力。
- ただし、欧州を目指すアフリカ諸国からの経済移民の流入は犯罪等の社会不安を助長する懸念材料。
- 2023年3月5日夜にヌアクショット市内からテロリスト4名が脱獄(看守2名殺害)。同月11日北部アタール市南方の砂漠地帯で対テロ特殊部隊と憲兵隊により無害化。
- 2024年2月、ヌアクショット内でテロ行為を計画した若者を治安当局が未遂で逮捕。
- 2024年4月以降、マリ国軍とワグネルが対テロ作戦の一環としてモーリタニア国境付近の村を襲撃、モーリタニア人が負傷する事件が発生。

II. 政治 i. 内政(2) ガズワニ政権

ガズワニ政権(2019/8/1～) 2024年6月29日大統領選挙で再選。

- 元軍人(参謀総長)。2012年～2018年:国軍参謀総長、2018年～2019年:国防大臣
当地のスーフィー教団の指導者の家系。国民から一定の尊敬。
- 2023年、国民議会選挙で与党は大勝。2024年大統領選挙においても第二位に大差で勝利。
- 憲法規定上、再選は1回までにつき、現任期が最後。



ガズワニ大統領

大統領選挙

- 2019年、民主的な選挙を経て、ガズワニ大統領が就任(1期目)。サヘル周辺諸国が不安定である中、治安・政治・経済面ともに安定的な国家運営。
- 2024年大統領選挙は、最大人口のハラティーン(旧奴隷層)・コミュニティ出身で、人権活動家のアベイド候補、最大野党(タワースル党。ムスリム同胞団系。)党首のムフタール候補を含む計7人の候補者の争い。
- ガズワニ現大統領は、第2期は汚職対策、若者の問題解決、雇用創出等に重点を置くことを表明。
- ガズワニ大統領(与党インサーフ党)が過半数である56.12%を得票。2位のアベイド候補の得票22.10%を大きく引き離す。
- 暫定結果発表直後に各地で抗議デモは発生するも、大きな混乱はなく概ね平和裡に実施。暫定結果発表後の不服申立てはなし。

第二次政権の主な課題

- ガバナンス
 - 法の支配の未定着
 - 強固な制度の欠如
 - 非効率な行政
- 経済
 - 低い生産性
 - 産業の多様性の欠如
 - 天然資源輸出への依存→世界市場価格の変動の影響大
 - 不十分なインフラ
- 人的資本
 - 習得技能と労働市場のニーズの乖離
 - 若年雇用の不足
- 社会的包摂
 - 奴隷制やその他の形態の抑圧や排除に苦しんだ一部国民が依然として広く疎外
- 地政学的課題
 - サヘル地域は暴力的過激主義に直面、テロの脅威の深刻化→人身取引、越境犯罪、不法移民等を助長

II. 政治 ii. 外交(1) 概要

●全方位外交 ⇒ 敵対国なし:有事の際の地域の баланサー

- マグレブ連合(AMU)
- アラブ連盟(AL)
- アフリカ連合(AU)
- ECOWASと協力協定(2017年)
- G5サヘル(2014年)
- NATOとのパートナー関係(1995年)

●G5サヘル:設立を主導(ヌアクショット・プロセス)

- 首都ヌアクショットに執行事務局(2014年)
- G5サヘル防衛学校を誘致
- 仏主導の「サヘルのための国際的連合(コアリション)」にも積極的関与
(＊2022年以降のマリ、ブルキナファソ及びニジェールの脱退決定後、事実上解体)

●マリ暫定政権によるG5サヘル脱退の決定の翻意や、ECOWAS・マリ間の仲介等サヘル地域の安定の維持に向けた善隣外交を展開

●モロッコ・アルジェリア関係の仲裁に意欲

●西サハラ問題:1979年以降、積極的中立主義(1984年に西サハラを国家承認)

●ロシアによるウクライナ侵攻は国連憲章に反するものとの立場

●2024年、AU議長国として活躍

II. 政治 ii. 外交(2) G5サヘル



G5サヘル = サヘル地域の平和と安定イニシアティブ（2014年創設）

●主要目標：①治安維持、②基礎インフラ整備、③レジリエンス強化、④ガバナンス強化。

●歴史：

- 2013年：アブデル・アジズ大統領（当時）、サヘル及びサブサハラ・アフリカ地域11か国の治安協力を推進するためのヌアクショット・プロセスを提唱。同プロセスに基づき、「G5サヘル」設立。
- 2015年：「G5サヘル」合同部隊を創設。
- 2022年にマリ、2023年にブルキナファソ及びニジェールの脱退により、事実上解体。

サヘル同盟（アライアンス）（2017年創設）EU（仏独）等中心のイニシアティブ

- 2019/6～日本はオブザーバー参加。
- 2020/2：ヌアクショットにて「G5サヘル」首脳会合・第一回「サヘル同盟」閣僚会合を開催。
日本より新美TICAD大使出席。NAPSAを中心とするサヘル地域の平和と安定に対する貢献等、同閣僚会合でスピーチ。

サヘルのための国際的連合（コアリション）（2020年1月創設） 仏 & G5サヘル中心

- 2021/3：第2回サヘルのための連合閣僚会合（オンライン）。日本は正式メンバー。
日本より鷲尾外務副大臣がNAPSAの下でアフリカ主導の平和構築の取組を後押しする旨のビデオメッセージを発出。

モーリタニアのG5サヘルにおける取組 ⇒ 地域の平和と安定に貢献

- 首都ヌアクショットに常設事務局開設（2014年） ※2018年より「執行事務局」に改名。
- 首都ヌアクショットに「G5サヘル」防衛学校開校（2016年）
- 独自のテロ対策を推進
⇒ 砂漠地帯での戦闘用に訓練された対テロ特殊部隊及びノマド部隊を砂漠地帯の国境周辺に配備等。
2024年5月からドローン配備により国境警備を強化。
- マリ、ブルキナファソ及びニジェールの脱退後も、チャドとの共同コミュニケで、すべてのサヘル諸国とともに引き続き地域の課題に取り組む意思を表明。

Ⅲ. 二国間関係日・モーリタニア関係



外交関係 1960年樹立

- 1989年:在京モーリタニア大使館開館
- 2009年12月1日:在モーリタニア日本国大使館開館

●開発協力 1970年代～

- 国別開発協力方針の3つの柱(2023年改定)

農水

基礎的社会サービス

平和と安定

- JICA事務所はセネガル

●日本からの要人訪問

- 伊藤外務大臣政務官(2006)
- 浜田外務大臣政務官(総理特使:2007)
- 菊田外務大臣政務官(2011)
- 北村誠吾総理特使(日「モ」友好議員連盟幹事長:2014)
- 佐藤外務副大臣(2019/2)
- 山際議員、牧原議員(日・AU議連)(2024/1)

●最近のモーリタニアからの要人訪問

- ラム・モーリタニア投資促進庁(APIM)長官(2022年12月)
- マーフ漁業・海洋経済大臣(2023年1月)
- カーン経済大臣(2023年1月)
- ラム漁業・海洋経済大臣(2024年7月)
- ブー経済・財務大臣(2025年4月)

●2016年:日本・モーリタニア議連設立(2024年に新執行部)

モーリタニアの日本に対する姿勢

- 親日的。国際場裡では日本の立場を支持。モーリタニア漁業の生みの親としての日本。
 - 歴史的な開発協力と戦後の日本の近代化に関心
- 増大する欧米、中東、モロッコ、中国の経済進出の中で日本企業からの投資促進を強く期待。
 - 課題:日系企業→モーリタニアは未知の市場
 - モーリタニア経済界→日系企業とのビジネス経験の不足。信頼醸成・相互訪問・マッチングの必要性。

経済関係等

- 当地進出日系企業は2社: 車両&漁業
- 在留邦人: 26人(2024年10月)
- モーリタニア市場に見る日本製品
 - ヤマハ、トーハツ、パナソニック等が現地代理店を通じて自社製品を販売。
 - ⇒特に自動車の日本製品シェア率は非常に高い。

●日本製品を販売する主な企業

- ・CMDA社:トヨタ車等
 - CFAO社とモーリタニアMAOAグループとの合併会社
- ・ヤマハ(MAY Sarl社):船外機、オイル、関連部品
 - CAN2019(サッカーアフリカネイションズカップ)のモーリタニア・公式スポンサー契約
- ・トーハツ(TOHATSU Outboards社):船外機、関連部品
- ・パナソニック(Mauristore'S社):家電製品

- 2022年12月、ラムAPIM長官が日本初となる「モーリタニア投資促進セミナー」を開催。

- 2024年7月、第5回日本・アラブ経済フォーラムにラム漁業・海洋経済大臣が出席。

- 2024年12月、第3回日アフリカ官民経済フォーラムにンゲノレ予算担当大臣が出席。



第5回日本・アラブ経済フォーラムにおけるラム漁業・海洋経済大臣スピーチ(2024年7月11日)

IV. 経済 i. 概略

●人口502万人(世銀、2023年)、GDP107.0億ドル(IMF、2024)と経済規模は小さいが、一人当たりGDPは2,362.13ドル(同)、インフレ率5.0%(世銀、2023)。

●厳しい世界情勢にもかかわらず、今後の見通しは良好(GDP成長率は2024:4.6%、2025:4.4%、2026:3.7%、2027:5.1%(2025IMF見通し))。

●IMFによる債務持続性分析(DSA)の高リスク(High)から中リスク(moderate)への上方修正(2023年2月)。ショックに対応する余裕がある(some space to absorb shocks)との評価。

●主なリスクは、ウクライナ危機継続による食料価格の高騰、鉄鉱石と金の生産量の低迷、鉄鉱石・金・原油価格の変動、サヘル地域の情勢悪化。

●高い失業率(約10%(世銀、2024))は、供給労働力を受け止める雇用機会が不十分である証左。
→モーリタニア政府も雇用促進、海外投資の誘致に熱心。2020年末に投資促進庁(APIM)を創設。

●世銀のDoing Businessの全体ランクは低い(152位、2020)。ただし、Starting Business指標(49位、同)、Enforcing Contracts指標(48位、同)と高位。手続きの容易さ、起業に係る時間・コストについても高評価。
→投資のためには信頼できる現地パートナーの発掘が重要。

●国内全体の電力アクセス率は、50.3%(世銀、2023)。2024年末の海底天然ガス(GTA)の生産開始に伴い電力事情は更に安定する見込み。

IV. 経済 ii. 政府の経済戦略

モーリタニア政府の経済戦略

●モーリタニア国家開発計画(成長の加速化と繁栄の共有: SCAPP2016-2030)

－ 3本の柱：

①持続的・包括的で強靱な経済成長の促進

- － 内需を満たすことができる富と雇用を創出する部門の育成と強化(特に民間主導とイノベーション)。
- － 持続可能な開発と環境保護及び成長に必要なインフラの確立を通じて、経済・社会の構造改革を実現し、協力で持続可能かつ包括的な成長を促進。

②人的資本と基礎的社会サービスへのアクセス発展

- － 教育と保健の質及びアクセスの向上、最も脆弱な人々のために、特に栄養を決定要因とする病気や疾患への対応を改善し、人々のニーズに対応する社会パートナーの能力を強化し、社会的保護能力を高めることで人的資本と基礎的社会サービスへのアクセスを発展。

③あらゆる側面におけるガバナンスの強化

- － 法の支配と民主主義の強化、社会的結束と公平、安全保障・人権尊重、効率的な経済・財務管理等を通じてあらゆるレベルでのガバナンスの強化。

→ 15年計画を5か年ごとの3期に分けて優先アクションプランを策定。

2016 - 2020

- ・年間経済成長率5%
- ・ビジネス環境の改善及び民間セクターの促進改革などの天然資源開発環境の整備
- ・インフラ整備

2021 - 2025

- ・年間経済成長率10%
- ・経済の多様化及び競争力強化
- ・人的資源の強化及び啓発

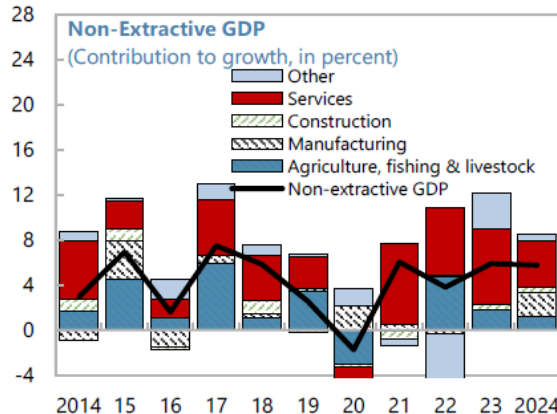
2026 - 2030

- ・年間経済成長率12%
- ・生産的資本の蓄積を導く、さらに包括的で競争力を持つ経済促進

IV. 経済 iii. 輸出入

非採掘物GDPの成長への貢献度(IMF、2024)

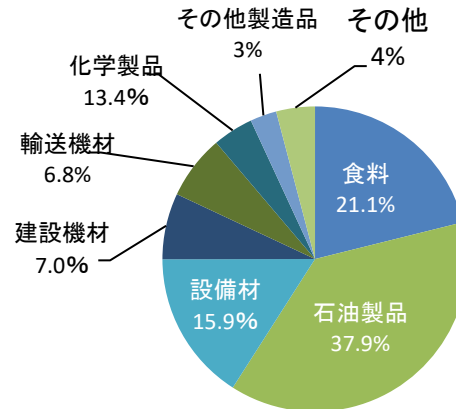
...non-extractive GDP remained mostly robust...



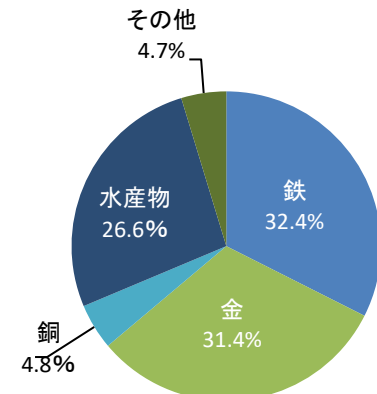
輸出入相手国トップ10
(ANSADE、2025年第1四半期)

	輸出国	輸入国
1位	中国	スペイン
2位	スイス	UAE
3位	カナダ	ベルギー
4位	スペイン	中国
5位	イタリア	ブラジル
6位	アルジェリア	アメリカ
7位	UAE	モロッコ
8位	イギリス	トルコ
9位	オーストラリア	日本
10位	日本	フランス

輸入品目割合
(ANSADE、2025年第1四半期)



輸出品目割合
(ANSADE、2025年第1四半期)



一次産品輸出に依存した経済構造 ⇒ 製造業の育成が課題

●主な輸出産品は鉄鉱石、金、水産物。

- 鉄鋼石: 2019年、国際市況の好調で大幅に輸出増。

- 水産物: 年間水揚げ量約78万トン(世銀、2022)。

⇒日本のタコ輸入の約4割はモリタニア(2023年は約12,000トンで中国・モロッコを上回る)(農水省統計、2023)。

- 金: 増加傾向(2022年は約44億MRU、2023年は約524億MRU、2024年は約64.8億MRU)。

- 銅: 2022年に約4.8億MRUと前年比のほぼ半減したものの、2023年に約4.9億MRU、2024年に約8.1億MRUまで増加。

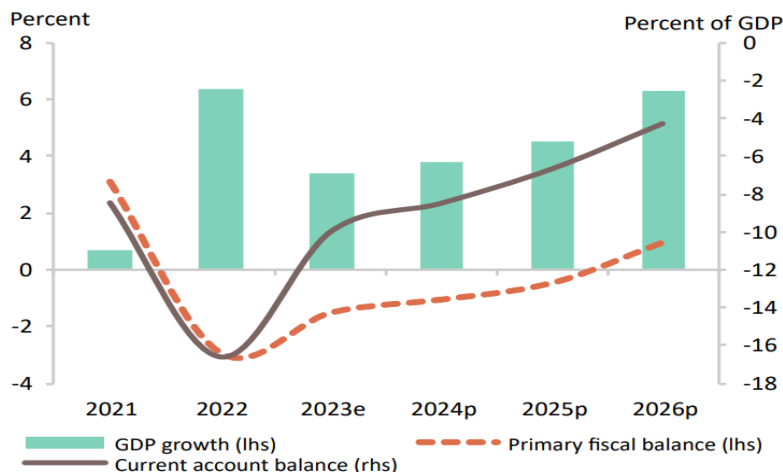
●アジアからの輸入額は中国が6.2%を占め1位、日本は2.3%で2位(その他はマレーシア、インドネシア、インド、タイ等)。アジアへの輸出額は中国が23.6%を占め1位、オーストラリアが2.8%で2位、日本は2.7%で3位(その他はインドネシア等)。(ANSADE、2025年第1四半期)。

●コロナ・ウクライナ危機を経て、食料安全保障のためには、ポテンシャルの高い農業、畜産、漁業等の分野の強化の必要性を再認識。

IV. 経済 iv. 今後の見通し

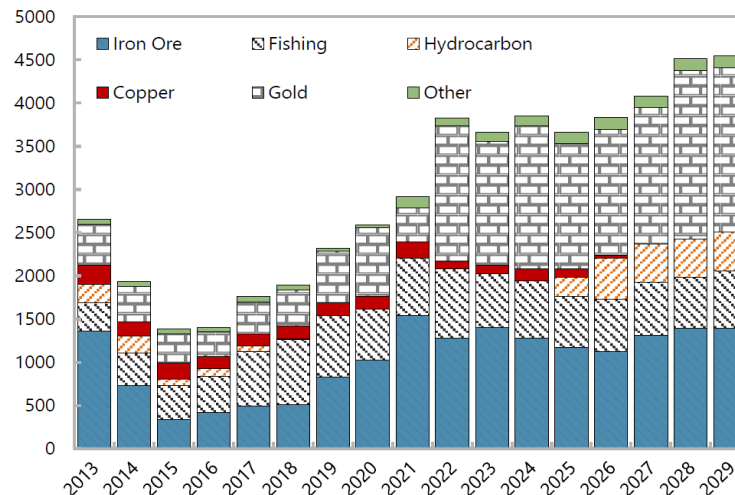
主要なマクロ経済指標の推移(世銀、2024)

FIGURE 1 Mauritania / Evolution of main macroeconomic indicators



輸出の見通し(IMF、2024)

Mauritania: Exports (In million USD)



Sources: Data from authorities and IMF staff calculations.

- 厳しい世界情勢にもかかわらず、今後のモーリタニア経済の見通しは依然として良好。
- 特にモーリタニアが大きく依存している鉄鉱石・金・銅等の鉱物資源の国際価格及び水産物の国際需要・相場及び外的要因に大きく左右。
- 鉄鉱石及び金の生産量は2025年及び2026年に減少するものの、その後2029年まで拡大する見込み(IMF)。
- GTAガス田の完全稼働、金生産の回復、農業・水産部門の継続的な拡大等により、経済成長率は徐々に加速し、2028年に6.5%のピークに達する予想。それに伴い経常収支は徐々に安定化し、約7%で推移する見込み。(IMF)
- カーン前経済・生産部門促進大臣「予測不可能な外生的なショックに弱いのは事実ではあるが、モーリタニア経済の将来については楽観視する理由が十分にある。」(2023年2月11日付Financial Afrik誌独占インタビュー)。
- 主なリスクは、ウクライナ危機継続による食料価格の高騰、鉄鉱石と金の生産量の低迷、鉄鉱石・金・原油価格の変動、サヘル地域の情勢悪化(IMF)。

IV. 経済 v. 天然資源(海底ガス田)

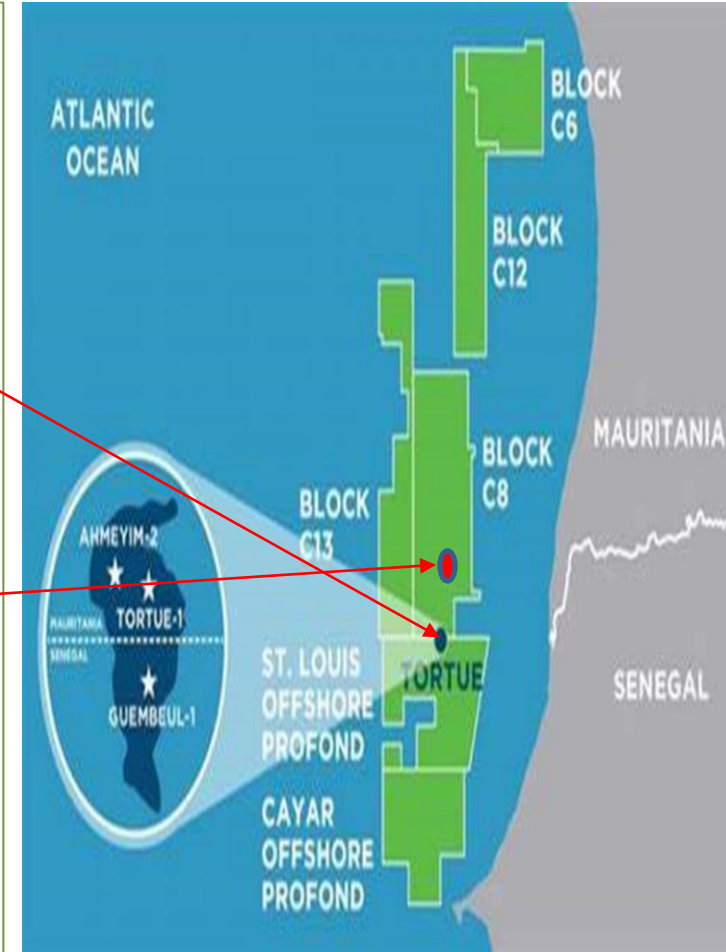
1. モーリタニア・セネガル国境沖海底ガス田開発

Grand Torture Ahmeyim (GTA)

- 15 TCF(兆立方フィート、約4,500億m³)の埋蔵量
- 2018年2月のモーリタニア・セネガル政府間協力合意により、企業の採掘利権配分率が決定。
 - ⇒ (モーリタニア側) BP: 62%、KOSMOS: 28%
 - モーリタニア炭化水素・炭鉱資産会社 (SMHPM) : 10%
 - ⇒ (セネガル側) BP: 60%、KOSMOS: 30%
 - セネガル石油会社 (Petrosen) : 10%
- 2024年末にLNGの生産を開始し、年間約230万トン生産予定(フェーズ1)。
 - ← 2023年末の生産開始予定から遅延。

2. BirAllah

- 100%モーリタニア海域内に属する(GTAから北約60キロに位置)。
- LNG年間生産量は約1000万トン、推定埋蔵量は50TCF。
- 2022年10月にBP及びKOSMOSと開発・生産分与契約に署名し、2024年4月に同契約満了。モーリタニア政府は新たな開発パートナーを選定中。
- 2025年上半期の最終投資判断(FID)を目指す。
- GTAの規模・収益を凌駕する見込み。



IV. 経済 vi. 天然資源(鉄鉱石、金等)

1. 鉄鋼石

- タザディット(Tazadit)鉱山/ズエラート市近郊
- 政府収入の14%(アフリカ開発銀行、2023)、GDPの約9%(同)、輸出額の32%(ANSADE、2025年第1四半期)を占める主要産業。
- 推定埋蔵量は150億トン超。近年の鉄鉱石価格の高騰により、順調な収益を確保。2022年は約1300万トン以上を生産し、2024年には史上初めて売上高 1,400 万トンを突破し好調。
- 経済的に重要なため、軍や憲兵隊等も配備され、治安レベルは高い。一方、SNIM労働者のデモがヌアディブまで拡大したり、殺人事件もまれに発生するため単独行動や夜間外出は要注意。
- モーリタニア鉄鋼公社(SNIM) 1974年設立(1952年設立のMines de Fer de la Mauritanieを国営化)
一年間生産量を2030年までに4000万トンへ増加目標

2. 金

- タジアスト(Tasiast)鉱山/シャーマミ(Chami)町近郊 ⇒ ゴールド・ラッシュ中
- 輸出額の31%(ANSADE、2025年第1四半期)を占め、主要輸出品目。
- 推定埋蔵量は1.5億オンス。
- Tasiast Mauritania社(加KINROSS社運営)が産出。2023年のTasiast鉱山での金生産量は620,793オンス(17.6トン)。

3. 銅

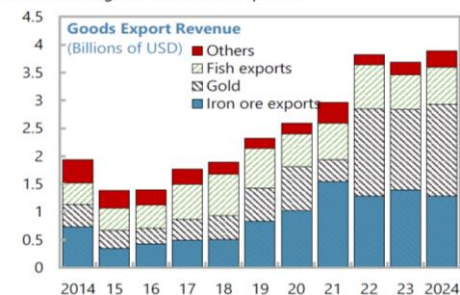
- 推定埋蔵量は2800万トン。
- モーリタニア鉄鉱山公社(MCM)が毎年2900万トンを産出(インシリ州)。

4. その他の鉱物資源及び推定埋蔵量

ウラニウム:1億ポンド以上 / 石膏:60億トン以上 / リン鉱石:2.5億トン

商品輸出収入(IMF、2024)

... with iron ore and fish exports comparable to 2023 and increases in gold and other exports...



SNIMによる鉄鉱石の販売先(SNIM、2023)

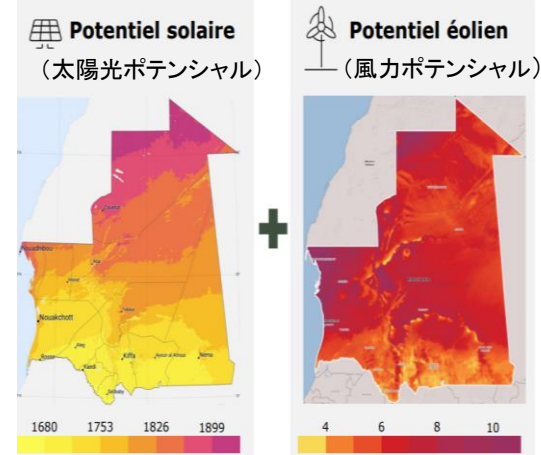
	販売先	販売量(トン)
1位	中国	7,216,904
2位	アルジェリア	2,755,977
3位	欧州	2,479,293
4位	オーストラリア	1,136,009
5位	日本	522,909

IV. 経済 vii.再生可能エネルギー

【モーリタニアのポテンシャル】

●ガスワニ大統領「モーリタニアの再生可能資源量は4000GW、そのうち500GWが最も厳しい技術・環境規制を遵守しながら開発可能である。」とCOP27で発言。再生可能エネルギー産業は急速な成長を見せている。モーリタニア炭化水素公社(SMH)によれば、モーリタニアは、MSGBC諸国(※)の中で、一人当たりの再生可能エネルギー生産量が最も多い。※モーリタニア、セネガル、ガンビア、ギニアビサウ、ギニア

●モーリタニアの太陽光発電能力は約2000kWh/m²、沖合風力は秒速9m。700kmに及ぶ長い海岸線は風力発電の利用を可能にする最適な風速を提供し、非常に暑く乾燥したサハラ気候は太陽・風力エネルギーの生産に適している。グリーン水素の低コスト生産国になりうる地理的優位性。IRENAは、モーリタニアを太陽光・風力エネルギー開発に完全に適した土地であると評価(参考:IRENA, zones adéquates pour les énergies solaire et éolienne à échelle industrielle en Mauritanie, juin 2021.)。



【モーリタニア政府のコミットメント】

●NDC(2021年10月改定)

2030年までに温室効果ガス排出量を11%削減。より大規模な支援により、カーボンニュートラルを達成し、温室効果ガス排出量をBAU比で92%削減できる可能性。総エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を グリーン水素60%まで高める(2021年時点で42%)。

●グリーン水素法(Code de l'Hydrogène Vert)(2024年9月制定)

開発を促進するための法的枠組みを整備し、付加価値税や法人税の免除等の税制優遇措置を導入。モーリタニアグリーン水素庁(AMHV)を設立。

【各国企業の取り組み】

●豪CWPと400億ドル規模の「AMAN」事業に合意(2021年5月)。

ヌアディブ、インシリ州に太陽光発電プラント(30GW)を建設、年間170万トンのグリーン水素、同1,000万トンのグリーン・アンモニアの生産を目標。2030年までの操業開始を目指す(主要地質調査が完了し、現在資源評価第2フェーズ段階)。

●英Chariot「NOUR」事業に合意(2021年9月)。

大西洋沖合・砂漠地帯に太陽光・風力発電プラント(10GW)の建設。2030年までに120万トンのグリーン水素生産を目標(F/Sが完了し、現在概念実証プロジェクト段階)。推定投資額200億ドル。

●加KINROSS社はTasiastの金鉱山に太陽光発電所を建設

34MW(サイト内エネルギー消費量の20%相当)の電力生産を目標。

●SNIMはヌアディブの風力発電(4.4MW)、ズエラートの太陽光発電(12MW)を建設。

V.投資環境 i. 現状・課題

投資環境整備の現状 & 課題

- 投資法の改定(2025年)
- ヌアディブ経済特区の改革(2024年)
- 中小企業の資金調達アクセスの改善、競争政策への改革
 - グループ企業の多くが銀行を保有。中小企業の資金調達(銀行融資)が困難
- 人材育成と雇用機会のギャップ、商業司法制度の脆弱性
- 経済インフラ(電力、水、インターネット環境(4G))の強化の必要性、デジタルテクノロジーの普及・活用

モーリタニア投資促進庁 (APIM: Agence de Promotion des investissements de Mauritanie)

- 2021年2月創設。投資促進の分野で国家政策を実施する公的行政機関。
- 創設以来、1万以上の起業をサポートし、総計10億\$以上の投資事業を認可。
- 2022年には、約270億MRUの投資事業(15の海外企業、37の認可プロジェクト含む)。
- 2022年12月、国際女性会議WAW!へ参加のため訪日したラム長官は、日本で史上初となる「モーリタニア投資セミナー」を開催。



起業手続単一窓口 (Guichet Unique: ワンストップサービス)

- 投資・起業活動に関するあらゆる手続きを担う窓口。現在、ヌアクショット及びヌアディブ経済特区の2か所。同窓口で可能な手続きは、起業申請、企業インフラ設備の建設許可申請、仲介業務サービス企業の紹介、投資家への助言等。
- ヌアクショット事務所では、同窓口への申請から最長48時間、ヌアディブ経済特区では、最長5日間で起業可能。
- 商業登記簿への会社の登録、税金、国家社会保障基金に関するすべての手続きを実施する責任。
- 2023年に4996社、2024年に4116社が起業。

V. 投資環境 ii. 投資法

投資法

(現行法は2025年策定。)

●国内資本、外国資本及び混合資本によるものに区分されているが(第1条)、外国人もしくはモーリタニア人に限らず財産権を取得し、コンセッション及び行政認可を受け、公共事業への入札に参加する権利を有する。また設立・拡大・経営・操業・販売・開発に関して外国人投資家には内国民待遇及び最恵国待遇が保証されている。(第9条及び第10条)

特権スキーム

●基本的奨励制度(Régime incitatif de base、第14条～第17条)

－輸入税、金融取引税、付加価値税、職業訓練費用に係る税にする優遇措置。

－対象：中小企業(投資額200万～3000万ウギア、3年間で5人以上の直接雇用を創出)及び中間カテゴリー(投資額3000万～2億ウギア、3年間で15人以上の直接雇用を創出)

●開発クラスター制度(Régime des pôles de développement、第18条～第20条)

－輸入税、法人税、付加価値税、職業訓練費用に係る税、土地の取得に関する優遇措置。

－対象：閣議によって創設される開発クラスターに設立された企業(投資額200万ウギア以上、投資額が200万～3000万ウギアの場合は5人、3000万以上の場合は15人以上の直接雇用を創出)

●構造投資制度(Régime des investissements structurants)：

－輸入税、金融取引税、付加価値税、減価償却の加速に関する優遇措置。

－対象：投資額2億以上、3年間で50名以上の直接雇用を創出である、農業、畜産物加工、魚粉を除く水産物の陸上加工、工業及び製造業、再生可能エネルギー、ホテル・観光・不動産開発、物流、道路・港湾施設、医療・製薬産業、水道網、デジタル産業の分野

V. 投資環境 iii. ヌアディブ経済特区

ヌアディブ経済特区 (2013年～。2024年7月に法律改定。)

●目的: 産業部門の発展、雇用創出、輸出の促進と多様化、国産原材料の加工奨励、モーリタニアにおけるビジネス環境の改善、投資先としてのモーリタニアの促進。



●税制優遇措置

- ー設備機器及び原材料に対する関税の免除
- ー地方税の免除
- ー職業訓練税の免除

●経済特区内の企業間、または同内の企業と外国市場との間の取引において、価格、利益率、賃料を決定する自由

●自己消費専用のエネルギー生産の自由(エネルギー大臣の事前承認が必要)

●自己利用目的での電気通信ネットワークが取得可能(関係省庁の承認が必要)

●港湾サービス、通信、電気、水道のサービスに関するすべての税金が免除

●事業者の国籍及び居住地に関わらず、為替取引の完全な自由

●530社以上(内31社が外国企業)が認可取得(2024年)

V. 投資環境 iv. 税制(1)

一般税法 (Code Général des impôts、2023年)

法人税 (Impôt sur les sociétés)

- 500万MRU以上の純利益の企業に課税。課税対象純益の25%又は課税対象物品 (課税所得JICA) の2%。
- 手工業: 毎月、前月の総輸出額の純商業価値に基づいて源泉徴収される。加工工場を持つ工芸品輸出業者の場合、輸出総額の1%。加工工場を持たない小規模輸出業者の場合、総輸出額の1.2%。
- 漁業部門: 魚介類 (魚粉を除く) を輸出する企業に適用。前年度の総漁獲高に対して毎年財務省が算出。

個人事業利益税 (Impôts sur les bénéfices d'affaires des personnes physiques : IBAPP)

- 工業・商業・手工芸収益税 (Impôt sur les bénéfices industriels, commerciaux, artisanaux : BIC) に代わるもの。
- 年間売上高が300万MRU (1MRU = 約4円) 以下の場合、純利益に対して3% (※年間売上高が300万MRU以上の場合は課税対象純益の30%又は課税対象物品の2.5%)。

給与・所得税 (Impôt sur les traitements, salaires : ITS)

- 雇用主/労働者がモーリタニアに居住しているかに関わらず、モーリタニアでの活動によって同国内で支払われる給与及び諸手当等に課される累進課税。月額報酬が、9,000MRU以下の場合15%、9,000MRUより大きく21,000MRU以下の場合25%、21,000MRUより大きい場合40%。

不動産所得に係る税 (Impôts sur le revenu des capitaux immobiliers : IRCM)

- 企業や法人が分配する所得、債権、預金、保証、当座預金からの所得 (配当、利息など) に適用。

自動車税 (Taxe sur les véhicules à moteur)

- モーリタニアで登録または通関された免税対象外の車両の所有者が支払うもの。
- エンジン出力や車両の使用状況により課税。

付加価値税 (Taxe sur la valeur ajoutée : TVA)

- 標準税率: 16%、石油ガス・炭化水素の販売、船舶関連機材の販売、パン・牛乳等は免除。

V. 投資環境 iv. 税制(2)

関税制度

- 関税品目録はWTOの制度に基づく。
- 関税(輸出入税)に加え、輸出入品につき1%の一律統計手数料(redevance statistique uniforme)が税関にて徴収される。

<輸入税>

- 輸入品は申告が必要。税関申告書に加えて、商業書類(インボイス等)、輸送関連書類、要すれば衛生・植物検疫証明書の提出が求められる。
- 従価税方式。(※ただし、中古車は例外的に財政法で決定される最低輸入価格を基準とする。)
- 輸入税: 輸入品目に応じて、4種の税率(0%、5%、13%、20%)が存在。
- 以下の場合には関税や輸入税の免除・減税が適用される。
 - 特定企業(SNIM、SOMELEC等の国営企業)
 - 投資法上の免税・減税適用対象
 - 開発協力援助
 - 外交免除
 - その他の免除及び例外的な免除

<輸出税>

- 輸出品は要申告。
- 対象: 皮革(10%)、鉄くず及び鉄破片(15%)等。

V. 投資環境 v. 労働法(1)

労働法(Code du Travail, 2004年制定、以降改正・修正あり)

- 2年以上の期限付き雇用契約(有期契約、更新含む)を締結することはできない。ただし、モーリタニアに通常の居住地を有しない外国人労働者については、労働、雇用、社会保障に関する国家評議会の意見を踏まえ、内閣の決定により期間が定められる(2024年改正、第17条)。なお、3ヵ月以上居住し、雇用契約を締結する場合にはビザ申請が必要(第18条)。
- 両当事者により期間が合意される等の有期契約の定義(第15条)に該当しない場合は、無期契約とみなす(第22条)。無期契約は、両当事者の合意、重大な過失、定年等の理由がない限り、解除することはできない(第44条、第51条)。
- 国立産業医学公社(ONMT:Office National de la Médecine du Travail)が認める事故・病気等による休職中(最大6ヵ月)、労働者は、50%を上限として契約上の利益を受けることができる(2022年改正、第38条)。
- 出産に際して、勤務の中断が契約違反の原因とみなされることなく、いかなる女性も、出産後の8週間を含む連続14週間、勤務を中断する権利を有する(第39条)。16歳未満の子どもは、いかなる企業においても雇用することはできない(2024年改正、第153条、例外あり)。女性と子どもの夜間休息は、少なくとも連続12時間以上でなければならない(第165条)。
- 法定労働時間は1日8時間、週40時間(第170条)。農業分野は、年間2400時間。これを超える場合には、労働協約、省令等で定められた追加賃金を支払わなければならない(第172条)。毎日、10時間以上の間隔を開けなければならない(第173条)。同一の労働者を週6日を超えて雇用することは禁止されており、週休は連続した24時間以上でなければならない(2024年改正、第174条)。
- 12ヶ月間以上の実働以降(第178条)、年齢・勤続年数により、1ヵ月あたり1.5日から3日の有給取得が可能となる(第180条)。なお、休暇は12日間以上連続で取得することはできない(第186条)。また、労働者が有給休暇の権利を取得する前に契約解除または契約満了した場合、残有給数に基づいて計算された補償金を休暇の代わりに付与しなければならない(第189条)。有給消化中の兼業等は禁止(第390条)。
- すべての労働者は、出身地、性別、年齢、地位にかかわらず、同一賃金を受ける権利がある(同一労働同一賃金)(第191条)。なお、18歳未満の労働者に適用される減額率を定めることができる(第195条)。労働協約が規定しない限り、出来高払い禁止(第198条)。遠隔地勤務、出張の場合には手当が必要(第200条)。

V. 投資環境 v. 労働法(2)

労働法(Code du Travail, 2004年制定、以降改正・修正あり)

●雇用地の出身者でなく、居住地を持たない永続的労働者が、自力で十分な宿泊施設を得ることができない場合、雇用主は宿泊施設を提供する義務を負う(第203条)。さらに、労働者が自らの手段で、自分自身と家族のために必要な食料品を定期的に入手できない場合、雇用主はそれを提供する義務を負う(第204条)。対象は労働大臣により決定。

●賃金は、労働協約、政令、規則、法律により規定される最低限度に準拠した当事者の合意により、決定されるものとし(第193条)、モーリタニアの法定通貨で、支払わなければならない(第216条)。日給の場合は15日、月給の場合は1ヵ月を越えない間隔で支払わなければならない、給与の受給資格を得た月の末日から8日以内に行わなければならない(第219条、第220条)。

●雇用者は給与明細書を発行しなければならず、労働大臣が決定する内容が記載される必要がある(第221条)。賃金の支払い等の償還追及は、2年経過後に時効となる(第230条)。

●企業は、従業員に対して医療サービス(健康診断を受診させること、体調不良時の医療機関の確保等)を保証しなければならない(第254条及び第257条)。→ CNSS(National Social Security Fund), CNAM(Caisse nationale d'Assurance Maladie)への登録等。

●労働組合の団結権は、自由に行使されるものとする(第266条)。同一の職業を営む者は、自由に職業別労働組合を結成することができる(第268条)。ただし、公務員は不可。(第270条)

●紛争解決:労働裁判所に訴訟を提起する前に、雇用者又は被雇用者は、労働監督・管理官又はその法定代理人による調停に付すよう要求しなければならない(第292条)。労働裁判所は、法務大臣及び労働大臣の共同で、政令により設立される(第300条)。労働裁判所及び控訴裁判所並びに最高裁判所の訴訟手続は無料(第309条)。

●ストライキは、10労働日より前に書面による予告通知がある場合にのみ合法とする(第358条)。

●雇用募集・採用:規模にかかわらず、雇用しようとする者は、労働監督局に申告しなければならない(第385条)。

Annex 1 査証(ビザ)・入国関連情報

●入国にはビザが必要であり、渡航前にモーリタニア当局のウェブサイト(<https://anrpts.gov.mr/visa/requestvisa>)を通じて電子ビザを取得する。入国時に印刷した電子ビザを提示する必要があるほか、本邦出国時にも航空会社から電子ビザの提示を求められる。電子ビザの発給には最低でも2日以上を要するため、渡航予定日から遡って早期にオンライン申請を行い、渡航に際しては取得した電子ビザを印刷して携行する。

●ビザ手数料は、到着時に空港やセネガル国境の入国管理局等で支払う。ユーロ、ドルまたはウギアによる現金払いで、2025年6月現在の手数料(滞在期間30日)はそれぞれ55ユーロ、60米ドル、2,000ウギア。釣り銭の用意はない。

●西サハラとの国境地域では、西サハラ側に未撤去地雷が多数あるほか、イスラム過激派組織の活動の可能性があるため、ポリサリオ戦線とモロッコ軍との間の緊張も高まっているため、西サハラ経由での入国は厳に控えること。

●ヌアクショット国際空港の定期就航路線(2025年6月現在)

【国内】ヌアディブ、ズエラート、ネマ

【海外】ラスパルマス、パリ、イスタンブール、チュニス、カサブランカ、ダカール、バマコ、アビジャン、コナクリ、マディーナ、バンジュール、アルジェ



注意点

●空港での荷物チェックが年々厳しくなっており、全荷物のX線検査が義務づけられている。

輸入禁制品(アルコール、豚肉、麻薬、ポルノ、火器等)。

●アルコール類(ビン)の持込みが疑われる場合、荷物の開披を求められることがほとんどであり、没収されたアルコール類は返却されない。罰金制度あり。

●出国時のウギア貨持ち出しは禁じられてる。砂漠の砂の国外持ち出しも禁じられており、空港で没収されるケースが見られる。

Annex 2 ガズワニ政権の優先分野等

大統領が首相に渡した主要目標の実施に関する任務書での優先課題(2024年8月)

- 民主主義の制度強化に必要な改革のペースを加速し、司法制度を整備することで、法の支配と強固な機関、効率的で現代的な統治体制の構築を完成させること。
- 競争、多様性、強靱性の能力という原則に基づく力強い成長をもたらす構造転換を通じた、環境的に持続可能な、高いパフォーマンスのある成長する経済を推進すること。
- 人的資本の育成、特に現在及び将来のあらゆる行動の手段であり目的である若者に対する育成。そのための、教育制度の包括的な改革、共和制学校の強化及び全てのレベルにおける教育及び訓練の質、網羅性、効率性の向上に努力を集中すること。
- 社会の調和と結束を確保し、国家の統一を強化するため、貧困及び経済的・社会的格差と闘うための効果的なメカニズムを策定し実施することにより、社会的統合を支援すること。

ジャイ首相による一般政策演説の要点(2024年9月)

- 近代的ガバナンスによる法の支配と強固な制度の構築
 - 包摂的対話、政党法改正、選挙法改正、司法改革、人権擁護、汚職対策、地方自治体への権限移譲と行政改革 等
- 高パフォーマンスな環境的に持続可能な経済の構築
 - 投資法、官民パートナーシップ法、税法の見直し、インフラ整備、産業多様化、農業・畜産・漁業・鉱業・観光・エネルギー分野の重点化 等
- 人的資本の強化(教育・保健・雇用)
 - カリキュラム、教員研修、教材整備等による共和国学校の強化、大学定員拡大、若者の職業訓練、保健医療サービスの向上、若年雇用の促進 等
- 国家の統一と社会的統合の推進
 - 部族・派閥・階級主義との闘い、女性の経済・政治参加支援、障がい者や慢性病患者の支援強化 等
- 安全保障・安定と、国際的・地域的なプレゼンス
 - 近代的装備の取得を通じた軍の能力強化、効果的な不法移民戦略の策定と実施、相互尊重と善隣友好の原則の継続、AU・アラブ連盟・イスラム協力機構でのリーダーシップ強化 等

Annex 3 モーリタニアの投資協定・貿易協定

モーリタニアが締結している主な投資協定・貿易協定

- 二国間投資協定（スイス、ドイツ、ルーマニア、モロッコ、ブルキナファソ、イタリア、レバノン、韓国、スペイン、サウジアラビア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、モーリシャス、カタール）
- 二国間貿易協定（アルジェリア、ガンビア、モロッコ、チュニジア、中国、クウェート、カタール、トルコ、スーダン）
- EUとのEPA（2018年）
- コトヌー協定（2000年、アフリカ・カリブ海・太平洋地域諸国（ACP）とEU間で締結）、サモア協定（2023年、同）
- アラブ・マグレブ連合加盟国間の投資協定（1993年）
- アラブ連盟加盟国間の投資協定（1980年）
- アフリカ大陸自由貿易圏協定（AfCFTA：2019年5月発効、2021年1月運用開始）
- 西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）自由貿易協定（2017年、ECOWASとモーリタニア間で協力協定に署名）
- イスラム協力機構（OIC）加盟国間の投資協定（1981年）

Annex 4 モーリタニア基礎資料

面積	103万km2(日本の約2.7倍)
人口	約502万人(2023年)
首都	ヌアクショット(人口約145万人)
言語	アラビア語(公用語・国語)、3民族語(国語)、仏語(実用言語)
民族	白モール(アラブ・ベルベル人系:約30%) 黒モール(旧奴隷階層:約40%) アフリカ系(プル族、ソニンケ族、ウォルフ族)30%
宗教	イスラム教 100%(国教)
政体	共和制(1960年仏より独立)
元首	モハメド・ウルド・シェイク・エル・ガズワニ大統領(Mohamed Ould CHIKH EL_GHAZOUANI) (任期2029年7月31日まで)
国会	一院制(上院は2017年に廃止)、176議席、任期5年
政府	エル・モクタール・ウルド・ジャイ首相 モハメド・サレム・ウルド・メルズーグ外務・アフリカ協力・在外モーリタニア人大臣
GDP	84.6億ドル(2020年)、91.3億ドル(2021年)、95.6億ドル(2022年)、106.5億ドル(2023年)、 107.0億ドル(2024年) 一人当たりGDP:2,362.13ドル(2024年、IMF)
経済成長率	-0.43%(2020年)、0.7%(2021年)、6.8%(2022年)、6.5%(2023年)、4.6%(2024年)(IMF)
経済	●主要産業は一次産品(漁業及び鉱業)。付加価値を付ける国内製造業の育成・振興が課題。 ●隣国セネガルとの国境線に跨がる海域で発見された大規模ガス田(GTA)は2024年末に生産開始。GTAを凌駕するガス田BirAllahもモーリタニア海域で発見。
在留邦人数	26人(2024年10月)

Annex 5 年表

年	出来事
前1000	ベルベル系とされる諸部族がアフリカ北部からモーリタニアに移住（紀元前後まで継続）
前500	ローマ時代、アフリカ大陸の北西部地方、現在のモロッコ及びアルジェリア西部一体の地域は「マウレタニア」と呼ばれていた
15世紀-	アラブ系民族による支配
1902年	フランスによる支配の開始
1904年	フランス領
1945年	フランス連合植民地
1958年	自治宣言
1960年	フランスより独立（ダダ初代大統領：文民大統領）
1970年代初頭	大干魃、大飢饉
1976年	モーリタニア、モロッコと共に西サハラ併合（モーリタニア1/3、モロッコ2/3）、ポリサリオとの間で西サハラ紛争勃発
1978年	クーデター、特別軍事政権成立
1979年	モーリタニア、西サハラ領放棄
1984年	クーデター、タヤ参謀総長政権掌握
1989-1991年	セネガルとの国境紛争、モーリタニア・セネガル住民交換、アフリカ系将校による軍事クーデター未遂事件
1992年	大統領選挙、タヤ大統領選出
1997年	大統領選挙、タヤ大統領再選
2003年6月	クーデター未遂事件

年	出来事
2003年11月	大統領選挙、タヤ大統領三選
2005年8月	タヤ大統領不在時に軍事クーデター、軍部暫定政権発足
2007年3月	アブダライ大統領選出
2008年8月	クーデター、軍事政権発足、アブデル・アジズ将軍が政権掌握
2009年7月	大統領選挙、アブデル・アジズ大統領選出
2014年6月	大統領選挙、アブデル・アジズ大統領再選
2017年8月	憲法改正のための国民投票実施
2018年9月	国政選挙及び地方選挙、与党UPR「共和国のための連合」（現在のインサーフ（公正）党）が圧勝
2019年6月	大統領選挙、ガズワニ大統領選出（初の民主的な政権移行）
2023年6月	国政選挙及び地方選挙、与党インサーフ（公正）党の圧勝
2024年6月	大統領選挙、ガズワニ大統領再選